

なに! なに? 民法改正

「民法及び家事事件手続法の一部を改正する法律」が成立(2018年7月13日公布)しました。改正の柱は高齢化社会における家族の変化に対応するもので、2019年1月から段階的に施行されました。主な改正項目は次の通りです。

主な改正項目	施行日
① 配偶者が安心して自宅に住み続けるために 1) 長期にわたっての保護(配偶者居住権) 2) 短期的な保護(配偶者短期居住権)	2020年4月1日
② 夫婦間で行った自宅の生前贈与等について	2019年7月1日
③ 相続人以外の親族が行った介護等の貢献について	
④ 遺産分割前の預貯金の払戻しについて	
⑤ 自筆証書遺言に関する見直し	2019年1月13日
1) パソコンやコピー等で作成した財産目録について	2020年7月10日
2) 法務局による保管等	
⑥ 遺留分制度の見直しについて	2019年7月1日
⑦ 相続させる旨の遺言等により承継された財産の登記について	

1

配偶者が安心して
自宅に住み続けるために

1) 長期にわたっての保護(配偶者居住権) (2020年4月1日以後の相続または遺贈に適用)

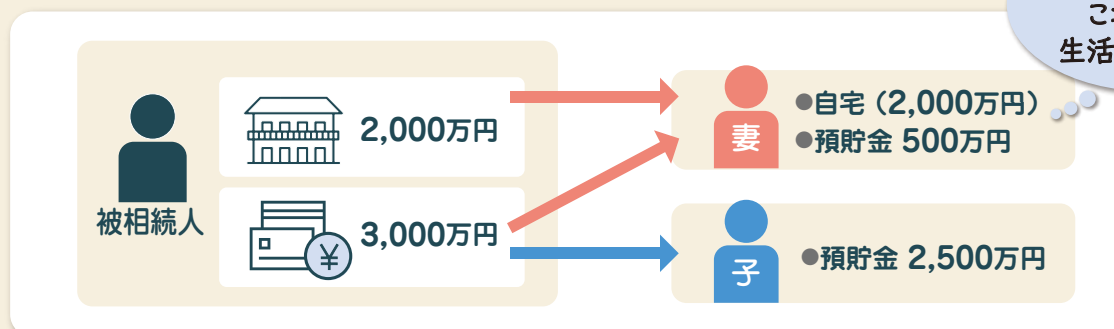
例：相続人が妻と子、遺産が自宅(2,000万円)と預貯金(3,000万円)で遺産分割する場合

妻と子の相続分 = 1 : 1 (妻2,500万円 子2,500万円)

改正
前

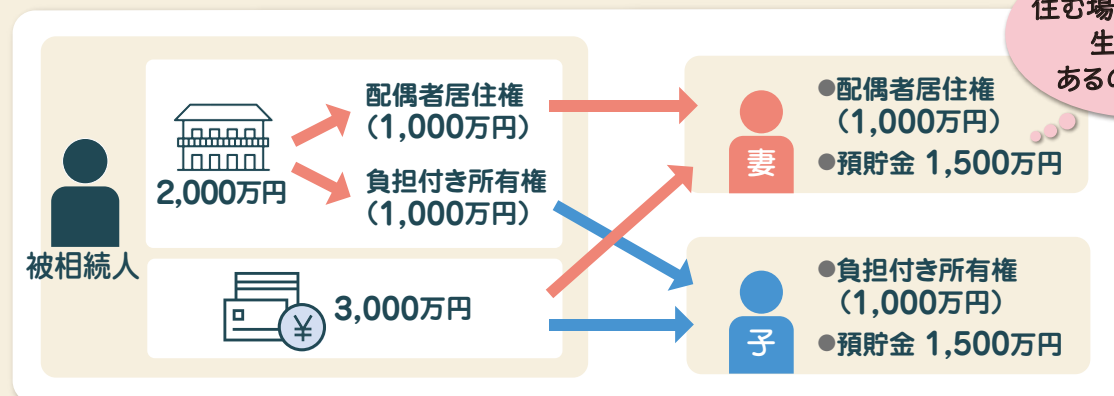
配偶者が自宅を相続した場合、その分、預貯金等を少ししか相続できないので、配偶者の今後の生活に支障が出たり、自宅を売却しなければならなくなるケースがあります。

住む場所はあるが、
これからの
生活費が不安。

改正
後

配偶者が相続開始時に住んでいた自宅などの被相続人所有の建物に終身または一定期間、住む権利(居住権)を相続することができます。居住権は売却できないなど制約があるため、所有権より評価額が低くなり、その分、預貯金等を相続することができ、今後の生活費に充てることができるようになりました。

住む場所もあって、
生活費も
あるので安心。



留意点

配偶者居住権は遺言書に記載することで確実に配偶者へ遺すことができますので、遺言書の作成をおすすめしております(遺産分割により取得することも可能です)。

2) 短期的な保護(配偶者短期居住権) (2020年4月1日以後の相続に適用)

改正後、配偶者は、相続開始時に被相続人の建物(居住建物)に無償で住んでいた場合、①遺産分割が成立するまで(ただし、少なくとも相続開始日から6ヵ月を経過する日まで)または②居住建物が第三者に遺贈された場合等は、所有権を取得した者から消滅の申入れを受けた日から6ヵ月を経過する日までは、居住建物を無償で使用する権利(配偶者短期居住権)を取得できるようになりました。

2

夫婦間で行った
自宅の生前贈与等について

(2019年7月1日以後の遺贈または贈与に適用)

婚姻期間が20年以上である夫婦間で、自宅(居住用建物またはその敷地)の遺贈または贈与がされた場合、遺産分割の際、従来は、相続財産の先渡しとして取り扱われました。改正後、当該財産は相続財産の先渡しとして取り扱われないため、配偶者は、より多くの財産を取得することができるようになりました。

留意点

配偶者に多く相続させるには遺言を書くことをおすすめします。その際には2次相続*も視野に入れて検討することをおすすめします。

*本人が亡くなった後にその配偶者が亡くなった場合の相続

3

相続人以外の親族*が行った
介護等の貢献について

(2019年7月1日以後の相続に適用)

相続人以外の親族が、被相続人の介護等を行っても従来は相続人ではない為、遺産分割の際、財産が分配されることはありませんでした。改正後は、相続人以外の親族が一定の要件のもとで相続人に対して、金銭の請求をすることができるようになりました。当事者間で協議ができず、家庭裁判所に申し立てるには、相続の開始および相続人を知った時から6ヵ月または相続開始の時から1年を経過するまでに請求する必要があります。

留意点

左記の請求をする方は、介護の事実を証明できる記録(レシートの保存や介護日記)を残しておくことをおすすめします。

*相続人以外の親族

〈例〉子の配偶者、相続人でない兄弟姉妹、被相続人の配偶者の連れ子

4

遺産分割前の
預貯金の払戻しについて

(原則として2019年7月1日以後の相続に適用)

従来、遺産分割が終了するまで、相続人は単独で預貯金の払戻しができませんでした。改正後は、遺産分割前でも、生活費や葬儀費用の支払い、相続債務の弁済などに対応できるように払戻しが受けられるようになりました。方法は次の2つです。

① 家庭裁判所の手続きを利用する方法(仮分割の仮処分の要件が緩和されました)

② 一定範囲内で、単独で金融機関等の窓口で払戻しを受ける(家庭裁判所の判断不要)

単独で払戻し可能な額
(金融機関ごとに)
上限額150万円)

=

相続開始時の
預貯金債権額
(口座基準)

× $\frac{1}{3}$ ×

当該払戻しを行う
共同相続人の法定相続分

本紙は2020年7月10日現在の法令・税制等に基づいて作成しています。法令・税制等は今後、変更になる可能性がありますのでご注意ください。詳細および具体的な取扱いについては、弁護士・税理士などの専門家にご相談ください。

5

自筆証書遺言に関する見直し

1) パソコンやコピー等で作成した財産目録について (2019年1月13日以後に作成した遺言に適用)

従来、自筆証書遺言を作成する場合には、全文自書する必要がありました。改正後は、自筆証書遺言にパソコン等で作成した目録や銀行通帳のコピー、不動産の登記事項証明書のコピー等を目録として添付して遺言を作成することができるようになりました。ただし、自書によらない財産目録の全ページに署名と押印が必要です。

留意点

自筆証書遺言は、内容不備または遺言能力がないとして無効になる可能性があります。遺言無効とされにくい公正証書遺言をおすすめします。また、遺言通りに遺産を承継するためには、遺言執行者を指定することをご検討ください。

2) 法務局による保管等 (2020年7月10日に保管開始)

自筆証書遺言を法務局で保管(手数料がかかります)できるようになり、家庭裁判所における検認が不要となりました。

6

遺留分制度の見直しについて

(2019年7月1日以後の相続に適用)

相続人は遺留分として、従来は原則現物での返還を請求せざるをえませんでした。改正後は金銭での返還を請求できるようになりました。また、遺留分を計算する際、従来は相続人に対する生前贈与はどんなに古いものでも対象となりましたが、改正後は、相続開始前10年間になされた贈与に限って対象となりました(ただし、害意のある場合は、10年より前にした贈与でも対象となります)。

留意点

円満な相続のために、遺留分に配慮した遺言を書くことをおすすめします。

7

相続させる旨の遺言等により
承継された財産の登記について

(2019年7月1日以後の相続に適用)

従来は、相続させる旨の遺言等により承継された財産は、登記がなくても第三者に対抗できました。改正後は、法定相続分を超える部分の承継については、登記等の対抗要件を備えなければ第三者に対抗することができなくなりました。

相続・不動産のご相談は三菱UFJ信託銀行へ

ご相談希望日の**3営業日前まで**にお取引店または最寄りの店舗へご予約ください。

スマートフォンから
ご予約はこちらから



最寄りの店舗を
お探しの場合はこちら

